

関金つつじ温泉まつり

第七回せきがねかこきレース出場チーム大募集!!

「延命の里」せきがね春の温泉街をかけ抜ける

開催日時 四月十七日(日) 午前九時三十分開会式

会場 せきがね湯命館・地藏院周辺 (全長約千七百メートル)
参加種目

一般の部

大人三人以上五人以下。小中学・高校生はうち一人まで

乗り手は十八歳以上のお姫様の格好とする(女装可)

かこきレースの部(先着十チーム)

保育所・幼稚園の年長児四名

かこき乗り手の人形は自作で出場してください(かこ賞の対象)

参加料 一チームにつき、一般の部五千円 かこきレースの部二千円

参加方法 (一般の部のみ)

自作のかこで出場(かこ賞の対象)

かこを借りて出場(かこ賞の対象にはなりません)

賞品

【一般の部】優勝〃5万円、2位〃3万円、3位〃2万円 早かこ賞・パフォーマンス賞・かこ賞・仮装賞など〃各2万円 かこ賞・パフォーマンス賞2位〃各1万円 新日本海新聞社特別賞、など。参加賞全賞

【かこきレースの部】優勝・かこ賞・早かこ賞〃各二万円相当の景品
参加申込

三月二十一日(月)までに

実行委員会事務局にお申し込み下さい。後日、詳しい要綱を郵送します。

問い合わせ先

関金温泉おまつり

実行委員会事務局

☎・☎4533737

Eメール

kankou@sekigane.jp



市報への有料広告(4/15号から)を募集します

市報4月15日号より、市内のみなさんから、有料広告を募集します。

<掲載広告の要件は>

- (1) 市内における産業の発展と市民生活の向上に資するものであること。
- (2) 市報くらよしの公共性及びその品位を損なうおそれのないものであること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に該当しないものであること。
- (4) 政治、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に係るものでないこと。
- (5) 公の秩序及び善良な風俗に反しないものであること。

<広告の位置、大きさや色は>

広告を掲載する位置は、市報くらよしの表紙を除く各頁の下1段(約縦5cm×横18cm)とします。

そして次の3種類とします。

- 1号広告 (縦5cm×横18cm)
- 2号広告 (縦5cm×横9cm)
- 3号広告 (縦5cm×横6cm)

色は、黒 と紺 の2色です。

<広告の掲載料(料金)は>(1回あたり)

- 1号広告 30,000円
- 2号広告 15,000円
- 3号広告 10,000円

広告掲載料は、一括前納です。

<広告の版と版代は>

広告の版の作成等については、申し込まれる者(広告主)の責任で作成してください。また、その版代についても広告主の負担です。

<申し込み期限は>

各号発行日(1日と15日)のそれぞれ20日前までに、市役所に備え付けの市報広告掲載申込書に掲載しようとする版下(完全なデザイン等ができた原稿)を添えて、秘書広報課へ提出してください。

申込・問い合わせ先

秘書広報課

☎22-8160 / ☎22-8144

E-mail:

hisho@city.kurayoshi.tottori.jp

市報くらよし 1頁

(広告の大きさ)

1号広告 縦5cm×18cm

(10) 市報17415

= 第1回うわなだ桜まつり開催 = 会下谷川桜並木へようこそ！

国道179号線の西側会下谷川沿い（米田町～東巖城町）に連なる桜並木をご存知でしょうか。延長距離にして2.8km。車道に沿って植栽してあるため、車からの眺め、散歩に最高！おすすめ！です。このたび、上灘地区振興協議会では、「桜まつり」と題し、お祭広場などイベントを企画しております。皆さま、ぜひお出かけください。

とき：4月3日（日）午前11時～午後3時
ところ：県立倉吉保育専門学院グラウンド

【主な内容】

- ふれあいの広場 出店コーナー・ふわふわドーム
 - こどもの広場 舞台発表
スカイマスターチャレンジコーナー
 - あそびの広場 あそびのコーナー
じゃんけんスタンプラリー
 - みんなのまつり広場 飲み物コーナー
 - 万燈の広場 3月30日～4月17日 堤燈点灯
- 問い合わせ先：「うわなだ桜まつり」実行委員会事務局 ☎22-0640/☎23-6012（上灘公民館内）



夜間は堤燈を点灯します。川面に映る光が美しい！！



「うわなだ桜まつりフォトコンテスト」作品募集

会下谷川桜並木の写真を募集しております。そのほか、イベント当日風景など、「うわなだ桜まつり」の写真を募集します。
撮影期間：3月30日から4月17日 応募期間：4月1日から5月31日 応募資格：どなたでも
詳細については事務局までお問い合わせください。

「韓国羅州の歴史と文化を研究する会」調査報告

韓国最高の木綿織物

「羅州セツコルナイ」

大谷 博美

木綿の産地、羅州
日本と同じく四季のある韓国では、古くから季節を問わず着用できる木綿が服地として好まれ、特に上質のものは絹のように繊細で美しく丈夫なため、重宝されました。

韓国木綿の歴史は、一三六三年の高麗朝末に文益漸が、苦労の末に中国元の国から綿の実を韓国に持ち込んだところから始まったといわれています。

日当たりがよく水分が十分な羅州は、昔から綿花の栽培が盛んで良質の綿を生産、上質な羅州の綿織物は宮中の進上品にもなっていました。韓国唯一の人間文化財

昔韓国では婚礼用の木綿を織って嫁ぎました。羅州には、木綿織りでは韓国唯一の人間文化財である魯珍男（ノジンナム）さんがおられますが、魯さんもそうされたそうです。

木綿は貨幣の代わりになるほど貴重品でしたが、紡績木綿が広く使用されるようになると織り木綿は一気に衰退しました。そのために魯さんの嫁いだ村の人々はみんな機を処分してしまいました。魯さんは妹さんの婚礼用木綿を織るために処分しませんでした。その機は百年以上前のものであると推測され、貴重な文化財です。

羅州セツコルナイの伝承について

一九六〇年代後半に機械生産やナイロンの出現で木綿の機織りが消滅したのを知った政府は、急いで機織りを探しました。そして、全羅南道羅州に金晩愛（キムマネ）さんを見つけ、一九六九年に羅州セツコルナイの保有者として重要

無形文化財に指定しました。綿織物の名産地は他にもありましたが、当時、機織りは姿を消し、金さんだけが機を所有していたそうです。
その後、金さんが亡くなり、一九九〇年に魯さんが保有者に認定されました。機織りの技術は金さんから嫁である魯さんに、そして魯さんから義妹の金洪南（キムホンナム）さんに伝承されています。

羅州セツコルナイの特徴

魯さんが居住する多侍面の木綿は最高で、目が細かくて絹より上質なためにチマチヨゴリなどにするのはもったいなくて、その上に羽織るトルマギに使用するほど高級品でした。この地方の製品は特にセツコルナイと呼ばれています（セツコルは地名で、ナイは糸を紡ぐという意味です）。この名称は人間文化財に指定する時に名づけられたもので、元々この地方では目が細かいという意味の細木（セモク）と呼び、羅州細木といえ、羅州に流れている栄山江下流一帯の美しい木綿を指しました。

現在、魯さんが織る木綿は実用というより人間文化財としての技術を保つためのもので、年間約二〜三匹ほど生産して重要無形文化財保有者の作品展に出品しておられます。時々注文が入りますが、重労働の割には代価がとて安く、魯さんも高齢なため、今ではほとんど注文を受けていないそうです。



市議会 2月臨時会 報 告

関金町との合併に関する条例案 など、八十七議案を原案可決

平成十七年二月第二回倉吉市議会臨時会が、二月十七日・十八日に開かれ、関金町との合併に関する条例案件など八十六議案と議会発議一件が審議され、原案どおり可決されました。

なお、倉吉市議会議録（質問、答弁など）は、各地区公民館、人権文化センター及び同支所、市立図書館、市役所二階市民と市長のふれあいコーナーなどで、四月上旬からご覧になれます。市議会議録検索システムは、倉吉市ホームページからご覧になれます。

議案

【原案可決 八十六件】

倉吉市関金支所設置条例の制定について
倉吉市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
倉吉市職員定数条例の一部改正について
倉吉市行政手続条例の一部改正について
倉吉市行政区整備審議会条例の一部改正について
倉吉市印鑑条例の一部改正について
倉吉市個人情報保護条例の一部改正について
倉吉市個人情報保護条例の制定について
倉吉市個人情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
倉吉市職員の分限に関する条例の一部改正について
職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
倉吉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
倉吉市職員の給与に関する条例の一部改正について
倉吉市職員の旅費に関する条例の一部改正について
職員の特種勤務手当に関する条例の一部改

正について 昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する条例等の廃止について
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
倉吉市表彰条例の一部改正について
倉吉市簡易水道事業積立基金条例の制定について
倉吉市温泉配湯事業積立基金条例の制定について
倉吉市税条例の一部改正について
関金町の編入に伴う倉吉市税条例の適用の経過措置に関する条例の制定について
倉吉市入湯税条例の制定について
倉吉市手数料条例の一部改正について
倉吉市行政財産使用料条例の一部改正について
倉吉市都市公園条例の一部改正について
倉吉市特別会計条例の一部改正について
倉吉市関金都市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
倉吉市地区会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
倉吉市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
倉吉市立保育所条例の一部改正について
倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業手数料の徴収に関する条例の一部改正について
倉吉市特別医療費助成条例の一部改正につ

いて 倉吉市立関金しあわせの郷の設置及び管理に関する条例の制定について
倉吉市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について
倉吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
倉吉市用水施設の設置及び管理に関する条例の制定について
倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
倉吉市国民健康保険条例の一部改正について
倉吉市介護保険条例の一部改正について
倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について
倉吉市関金就業改善センターの設置及び管理に関する条例の制定について
倉吉市せきがね湯命館の設置及び管理に関する条例の制定について
倉吉市せきがね簡易宿泊施設の設置及び管理に関する条例の制定について
倉吉市関金金生産物直売食材供給施設の設置及び管理に関する条例の制定について
倉吉市農村多目的集会所の設置及び管理に関する条例の全部改正について
倉吉市農林漁業者等健康増進施設の設置及び管理に関する条例の制定について
倉吉市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
倉吉市農業集落排水施設使用料審議会条例の一部改正について
倉吉市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の制定について
倉吉市林業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の制定について
倉吉市林業集落排水事業受益者分担金徴収条例の制定について
倉吉市農林業振興事業分担金徴収条例の一部改正について
倉吉市道路占用料条例の一部改正について
倉吉市公共下水道条例の一部改正について
倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
倉吉市立学校教職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
倉吉市市身障害児就学指導委員会条例の一部改正について
倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
倉吉市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
倉吉市校区審議会条例の一部改正について
倉吉市公民館条例の一部改正について
倉吉市関金資料館の設置及び管理に関する条例の制定について
倉吉市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
倉吉市関金B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の制定について
倉吉市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
倉吉市簡易水道給水条例の一部改正について
倉吉市温泉配湯事業に関する条例の制定について
倉吉市国民宿舎グリーンスコレせきがねの設置等に関する条例の制定について
倉吉市国民宿舎グリーンスコレせきがね使用料及び手数料徴収条例の制定について
倉吉市消防団員定数条例の一部改正について
倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
不動産登記法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
倉吉市条例の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する条例の制定について
町の区域の新設及び字の区域の廃止について
倉吉市関金町国民宿舎企業団の解散について
倉吉市関金町国民宿舎企業団の解散に伴う財産処分について
関金町倉吉市中学校組合の解散について
関金町倉吉市中学校組合の解散に伴う財産処分について
鳥取中部ふるさと広域連合規約を變更する協議について
鳥取中部ふるさと広域連合規約を變更する協議について
倉吉・関金合併協議会の廃止について
議会発議

【原案可決 一件】

関金町の編入に伴う倉吉市議会委員会条例の特例に関する条例の制定について